

地域情報通信振興 関連施策集

地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

〔平成 21 年度〕

地域情報通信

地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

振興関連施策

I 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

地域情報通信基盤整備推進交付金	3
地域イントラネット基盤施設整備事業	4
電波遮へい対策事業	5
無線システム普及支援事業	6
・携帯電話等エリア整備事業	6
・デジタルテレビ中継局整備事業	7
・辺地共聴施設整備事業	8
公共施設等の地上デジタル放送移行対策	9
辺地及び過疎対策事業債	10
地域情報の推進方策に関する調査研究	12

II 人材の育成

情報通信人材研修事業支援制度	13
自治体 CIO 育成研修	14

III 電子自治体の推進

共同アウトソーシングの推進	15
地域情報化推進事業	16
地域情報プラットフォームの導入の促進	19

IV ICTを活用した地域活性化

地域 ICT 利活用モデル構築事業	23
地域情報プラットフォーム推進事業	24
地域情報化アドバイザー制度	25
戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）	26

V 沖縄振興

沖縄国際情報特区構想の推進	28
---------------	----

VI 他省庁の関係施策

まちづくり交付金（国土交通省）	30
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）	32
地方の元気再生事業（内閣官房）	33

C O N T E N T S

地域情報通信基盤整備推進交付金

FTTH、ケーブルテレビ、ADSL、衛星など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援。

施策の目的

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正するとともに、その利活用を促進することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図ります。

施策の概要

(1) 交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）
 (注) 条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。
- ② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）
 (注1) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする
 (注2) 定住自立圏の取組を推進するための基盤となる設備として、遠隔医療等に不可欠な送受信装置等も交付対象とする
- ③ 第三セクター法人（交付率：1/4）

(2) 交付対象施設

①からサービスを決定する主要な施設を選択し、それに附帯して効用を発揮する施設を②から必要な範囲で選択することで、地域に最も適したICT基盤整備を推進。

- ① 本体施設（アンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置、

デジタル加入者回線多重化装置、衛星地球局、海中中継装置、海底分岐装置 等）

- ② 附帯施設（センター施設、受電設備、電源設備、伝送施設、監視装置、構内伝送路、送受信装置 等）

予算額

平成21年度 一般会計 7,870百万円

実施状況

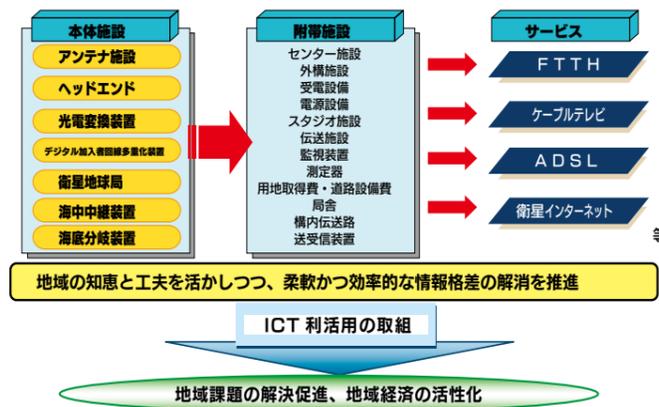
平成18年度	79件
平成19年度	65件
平成20年度	36件

※平成20年度は12月末の交付決定数

地方財政措置

一般単独事業債、過疎債、辺地債、合併特例債 等

施策のイメージ



担当課 情報流通行政局地方情報化推進室 03-5253-5757
 総合通信局情報通信振興課（室）
 沖縄総合通信事務所情報通信課

地域イントラネット基盤施設整備事業

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより電子自治体を推進するとともに市町村合併の推進等を重点的に支援。

施策の目的

地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援します。

施策の概要

地方公共団体等への補助事業

- (1) 実施主体
都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体
- (2) 補助対象
センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設、用地取得費 等
- (3) 補助率
 ① 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1/3
 ② ①以外の連携主体の場合、合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一か年度に限る。）及び 沖縄県、沖縄県内の市町村の場合 1/2
 ③ 離島 2/3
 ④ 第三セクターの場合 1/4
- (4) その他
 ① あらかじめケーブルテレビ等への開放を目的とする整備を可能とする。
 ② あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

予算額

平成21年度 一般会計 2,240百万円

実施状況

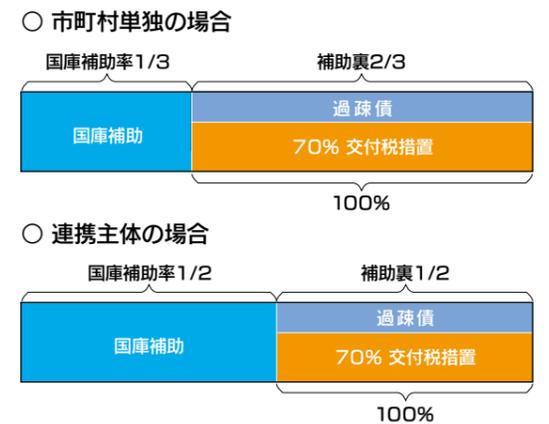
平成11年度	19事業
平成12年度	252事業
平成13年度	252事業
平成14年度	207事業
平成15年度	48事業
平成16年度	37事業
平成17年度	30事業
平成18年度	33事業
平成19年度	15事業
平成20年度	19事業

※平成20年度は12月末の交付決定数

地方財政措置

一般単独事業債、過疎債、辺地債、合併特例債 等

【例：過疎債の場合】



担当課 情報流通行政局地方情報化推進室 03-5253-5757
 総合通信局情報通信振興課（室）
 沖縄総合通信事務所情報通信課

電波遮へい対策事業

高速道路トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

施策の目的

高速道路トンネル等の閉塞地域といった人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても、携帯電話等が利用できるようにし、電波の適正な利用を確保します。

施策の概要

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：高速道路トンネル等
- ウ 対象施設：移動通信用中継施設等（無線設備、光ケーブル等）
- エ 国の補助率：1/2

予算額

平成21年度 一般会計 2,958百万円

実施状況

【携帯電話の電波遮へい対策】

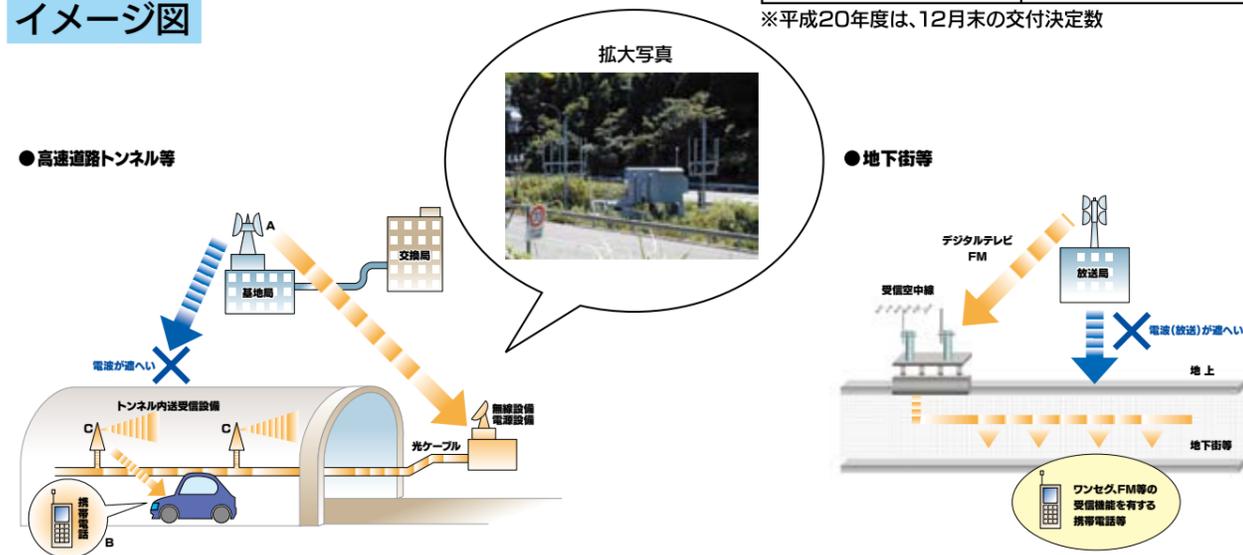
平成14年度	83事業
平成15年度	56事業
平成16年度	73事業
平成17年度	47事業
平成18年度	57事業
平成19年度	79事業
平成20年度	115事業

【放送の再送信】

平成18年度	2事業
平成19年度	2事業
平成20年度	1事業

※平成20年度は、12月末の交付決定数

イメージ図



担当課 【携帯電話の電波遮へい対策】

総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894
 総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

【放送の再送信】

情報流通行政局地上放送課 03-5253-5793
 総合通信局放送課、沖縄総合通信事務所情報通信課

無線システム普及支援事業 （携帯電話等エリア整備事業）

携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できない過疎地等において市町村が携帯電話等の基地局を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助します。

施策の目的

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話・広帯域移動無線アクセスシステム等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

- ア 事業主体：地方自治体（市町村） ← 基地局施設
- 無線通信事業者等 ← 伝送路施設

予算額

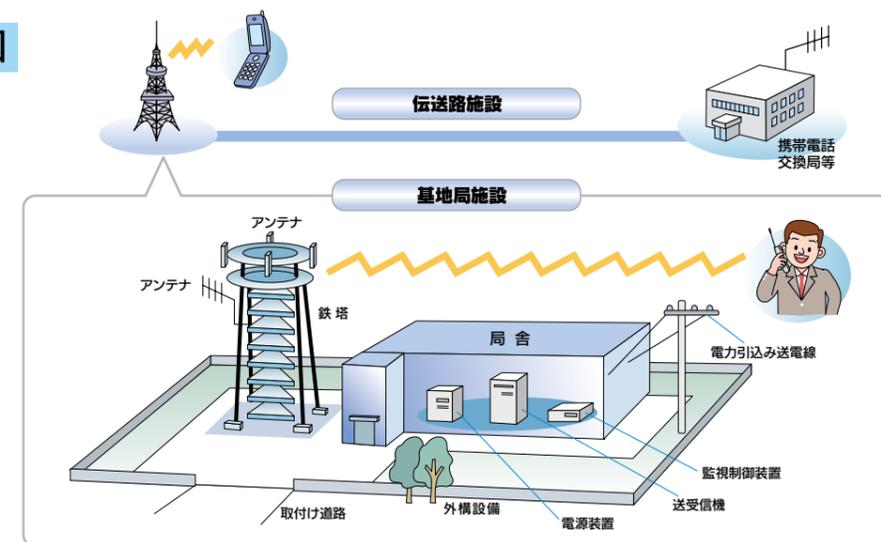
平成21年度 一般会計 8,896百万円

実施状況

平成17年度	77事業
平成18年度	98事業
平成19年度	138事業
平成20年度	154事業

※平成20年度は12月末の交付決定数

イメージ図



担当課 【携帯電話】 総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894
 総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

【広帯域移動無線アクセスシステム】

総合通信基盤局電波部基幹通信課 03-5253-5887
 総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

無線システム普及支援事業 （デジタルテレビ中継局整備事業）

地上放送のデジタル化の達成に必要な送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル完全移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保するため、デジタルテレビ中継局の整備に対する支援を実施。

施策の目的

条件不利地域において放送事業者が自力建設困難な地上デジタルテレビ中継局の整備を行う者に対して、国がその整備費用の一部を補助。

施策の概要

- ア 事業主体 一般社団法人等、都道府県、市町村又は一般放送事業者
- イ 対象地域 条件不利地域
- ウ 対象施設 中継局施設（局舎、鉄塔等）
- エ 補助率 1/2

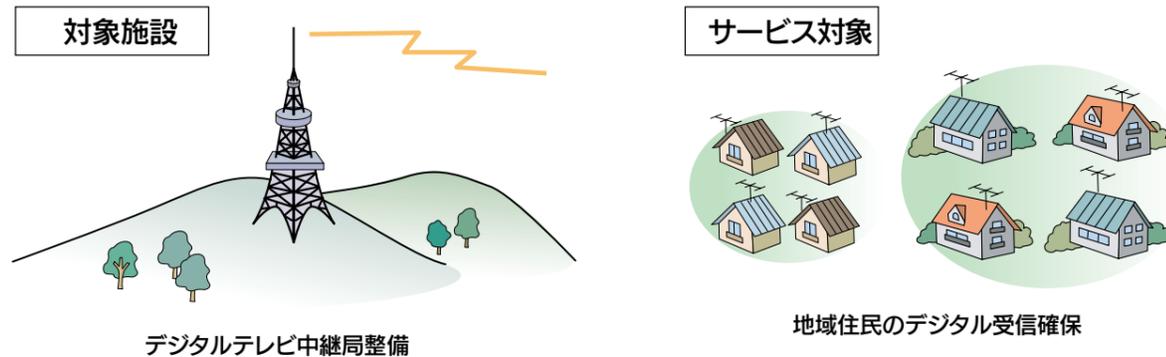
予算額

平成21年度 一般会計 1,685百万円

地方財政措置

過疎債、辺地債等

イメージ図



担当課 情報流通行政局デジタル放送受信推進室 03-5253-5949
総合通信局放送課・有線放送課
沖縄総合通信事務所情報通信課

無線システム普及支援事業 （辺地共聴施設整備事業）

地上放送のデジタル化の達成に必要な送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル完全移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保するため、山間部等における共聴施設の整備に対する支援を実施。

施策の目的

山間部等においてデジタルテレビジョン放送を受信するために共聴施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助。

施策の概要

- ア 事業主体 市町村又は共聴施設の設置者
- イ 対象地域 山間部などデジタルテレビジョン放送の視聴が困難な地域
- ウ 対象施設
 - ・無線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等（新設又は改修）

予算額

平成21年度 一般会計 5,214万円

地方財政措置

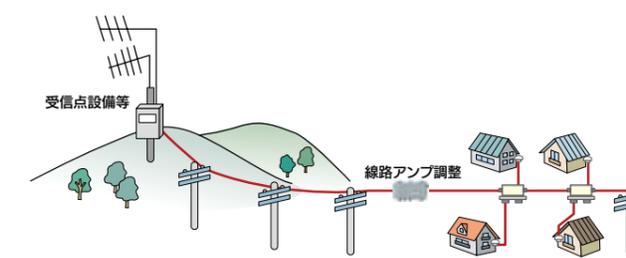
過疎債、辺地債等

- ・無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等の整備費（新設又は置換）
- エ 補助率

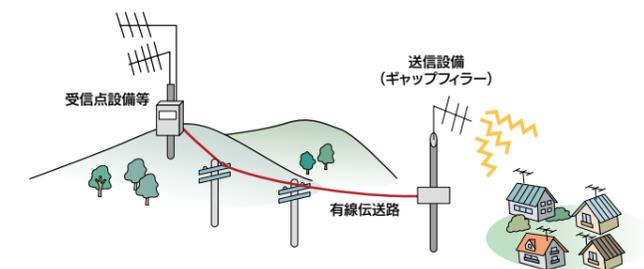
施設の新設	2/3
施設の改修・置換	1/2
- ※有線共聴施設の場合は各世帯当たりの費用が3万5千円を超える場合が補助対象

イメージ図

(1) 有線共聴施設の場合



(2) 無線共聴施設の場合



担当課 情報流通行政局デジタル放送受信推進室 03-5253-5949
総合通信局放送課・有線放送課
沖縄総合通信事務所情報通信課

公共施設等の地上デジタル放送移行対策

平成23年7月の地上デジタル放送完全移行に備えて、庁舎、公立学校等の公共施設又は公用施設のデジタル放送の受信環境を早急に整備するため、新たに、普通会計で実施するアンテナ等工事に要する経費等について、平成21年度及び平成22年度において地方財政措置による支援を実施します。

施策の概要

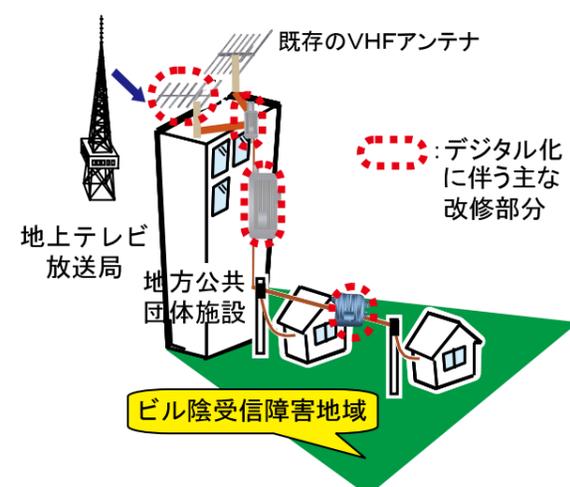
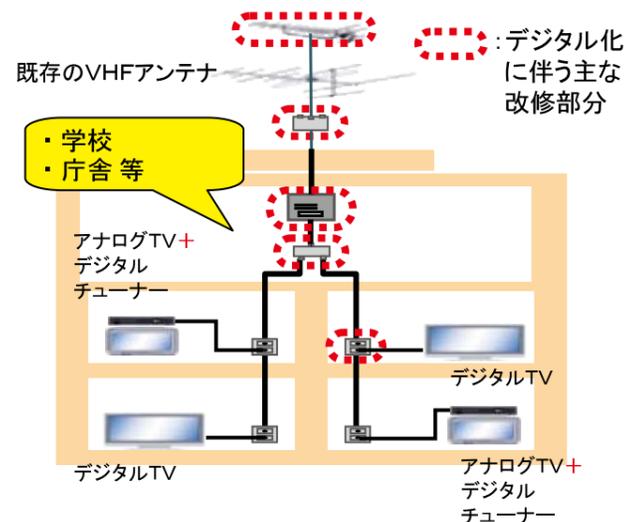
地上デジタル放送対応のためのアンテナ等工事等の経費（1施設の事業費が100万円を超えるもの。）について、以下のとおり地方債（充当率75%、元利償還金の30%について事業費補正方式により基準財政需要額に算入）を措置。（※注）

- (1) 公立学校施設：学校教育施設等整備事業債（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業）
- ① 文部科学省所管「安全・安心な学校づくり交付金」を受けて又は単独で実施する公立小・中学校、公立特別支援学校及び単独で実施する公立幼稚園、公立高等学校のアンテナ等工事（当該工事と併せて整備するデジタルテレビ又はデジタルチューナーを含む。）
 - ② 公立小・中学校、公立特別支援学校、公立幼稚園、公立高等学校の施設を原因とするテレビの難視聴解消のための受信障害対策共聴施設の新設又は改修

- (2) 庁舎等の施設（(1)の施設を除く）：一般単独事業債・一般事業債（公共施設等地上デジタル放送移行対策事業）
- ① 庁舎等の公共施設又は公用施設（公営住宅、職員公舎は除く。）のアンテナ等工事（当該工事と併せて整備するデジタルテレビ又はデジタルチューナーを含む。）
 - ② 庁舎等の公共施設又は公用施設を原因とするテレビの難視聴解消のため普通会計で実施する受信障害対策共聴施設の新設又は改修

(注) 詳細については、下記担当課までお問い合わせ下さい。

イメージ図



担当課 (1) について
文部科学省 生涯学習政策局 参事官 (学習情報政策担当) 付メディア係 03-6734-2659

(2) について
情報流通行政局 地上放送課 デジタル放送受信者支援室 03-5253-5792

辺地及び過疎対策事業債

辺地債・過疎債共通事項

平成20年度地方債同意等基準（抄）

[H20 総務省告示第264号]

[改正平成20年5月13日H20 総務省告示第292号]

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 一般会計債

(6) 辺地及び過疎対策事業

イ 辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定による総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備について市町村が必要とする経費を対象とするものとする。

ロ 過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に定める出資及び施設の整備につき必要とする経費を対象とするものとする。

平成20年度地方債同意等基準運用要綱等について（抄）

[H20.4.30 付総財地第89号]

第一 簡易協議等手続に関する事項

二 一般会計債に関する事項

5 辺地及び過疎対策事業

(1) 辺地対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号。以下「辺地法」という。）第3条第1項の総合整備計画において整備しようとする公共的施設として定められた事業に係る市町村の起債予定額等に基づき、同意等予定額を定めるものであること。

(2) 過疎対策事業については、地方債計画の計

上額の範囲内において、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第6条第1項の過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う過疎法第12条第1項に定める事業等に係る市町村の起債予定額等に基づき、同意等予定額を定めるものであること。

(3) 辺地対策事業の対象事業については、辺地法第2条第2項及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和37年政令第301号）第2条等に、過疎対策事業の対象事業は、過疎法第12条第1項及び過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第6条に、それぞれ定められているところであるが、その留意事項は、次のとおりであること。

イ 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。

二 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、情報通信格差是正事業若しくは無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業として行う施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであること。

平成20年度地方債取扱い上の留意事項について（抄）

[H20.4.30 付総財地第90号、総財第69号、総財務第112号]

第一 簡易協議等手続に関する事項

二 一般会計債に関する事項

6 辺地及び過疎対策事業

(1) 本事業の対象事業のうち、電気通信に関する施設を例示すると次のとおりであること。

地域情報化の推進方策に関する調査研究

地域ICT基盤の整備、地域ICT利活用の促進のための実施計画の策定に向け、地域固有の実情を反映した地域情報化のための調査を実施

- イ 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信施設を含む。）
- ロ 電波遮へい対策事業費等補助金を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する共聴施設改修整備に係る施設・設備
- ハ 難視聴解消のため、一般放送事業者、総務大臣若しくは都道府県知事の設立認可を受けた情報通信格差是正事業法人又は情報通信格差是正事業費補助金を受けて市町村が設置する、又は電波遮へい対策事業費等補助金を受けて整備する放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に基づく放送局に係る施設・設備
- ニ 情報通信格差是正事業費補助金又は電波

- 遮へい対策事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に基づく無線局のうち移動通信無線局に係る施設・設備
- ホ 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備、又は別に定めるところによりブロードバンド・ゼロ地域解消事業として電気通信事業者が設置する施設・設備
- ヘ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- ト 電波法第2条第3号に基づく無線電話

- ① 産業、教育、医療・福祉等の様々な側面で過疎地域に変革をもたらすものとして都道府県が特に推薦するICT（Information and Communications Technology）基盤の整備事業（以下略）

過疎債のみ

過疎地域自立促進重点事業等の取扱いについて（抄）
[H18.4.26 付総行過第51号]

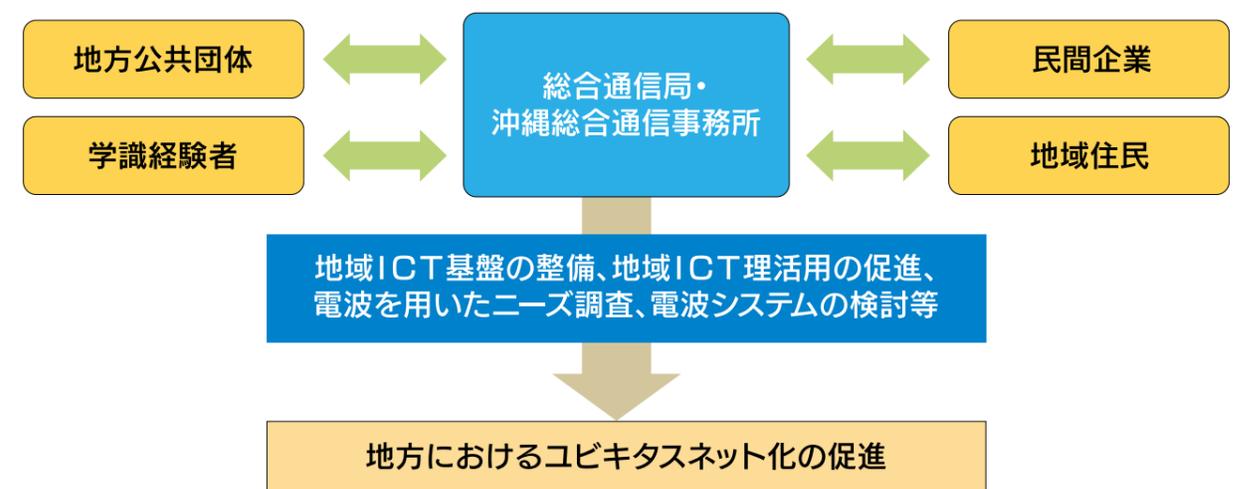
3 対象事業
過疎地域自立促進市町村計画、中長期的観点から重点的な投資が必要な過疎対策事業として位置付けられた自主的、主体的な取組みにより実施される事業（以下、略）
特に、（中略）以下の事業については、優先的に過疎地域自立促進重点事業の対象とするものとする。

施策の概要

- ① 地域ICT基盤の整備方策
採算性の問題から民間事業者単独による整備が困難な条件不利地域におけるブロードバンド化を促進するため、モデル性の高い地域について、総合通信局の職員が地域に赴き、自治体、民間事業者、地域住民等と協同して、有線・無線によるブロードバンド化等の地域ICT基盤の整備促進のための実施計画の策定に向けた調査等を行う。
- ② 地域ICT利活用の促進方策
ICTを活用した地域課題の解決や地域経済の活性化を促進するため、モデル性の高い地域について、総合通信局の職員が地域に赴き、自治体、地元企業、地域住民等と協同して、地域の電波利用ニーズ等も踏まえた地域ICT利活用の促進のための実施計画の策定に向けた調査等を行う。

施策の推進方法

- ① 総合通信局等が管轄する地域のうち、全国への波及効果が期待できるモデル性の高い地域を選定、調査計画を作成
- ② 本省において、計画内容、デジタル・ディバイド解消の緊急性、BB未整備地区解消の必要性、必要となる予算等を勘案し、実施総合通信局等を決定
- ③ 実施総合通信局等において、地方公共団体等と連携し、公共インフラ整備方策、利活用モデル等について検討・調査を行い、当該地域の特性に応じたブロードバンド化促進のための実施計画を策定する。



情報通信人材研修事業支援制度

近年、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、我が国の成長力・競争力の強化を図ります。

施策の目的

情報通信人材研修事業を行う事業者に対し所要経費の一部を助成することにより、世界最高水準のICT国家の実現に向け情報通信分野における専門的な知識・技能を有する創造的な人材の育成を図ります。

施策の概要

情報通信人材研修事業を実施する第三セクター、公益法人及び特定非営利活動（NPO）法人を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成します。

また、障害者を対象として情報通信人材研修事業を実施する場合は、上記法人に加え、社会福祉法人も助成対象となります。

(1) 助成対象事業者

- ① 第三セクター、公益法人、NPO法人（健全者を対象とする場合は、研修内容が高度なものに限る）
- ② 社会福祉法人（障害者を対象とする場合に限る）

- (2) 助成率：1/2（障害者を対象とする研修の場合は2/3）
- (3) 助成限度額：500万円
- (4) 助成対象経費：講師謝金、労務費、教材費、諸経費

予算額

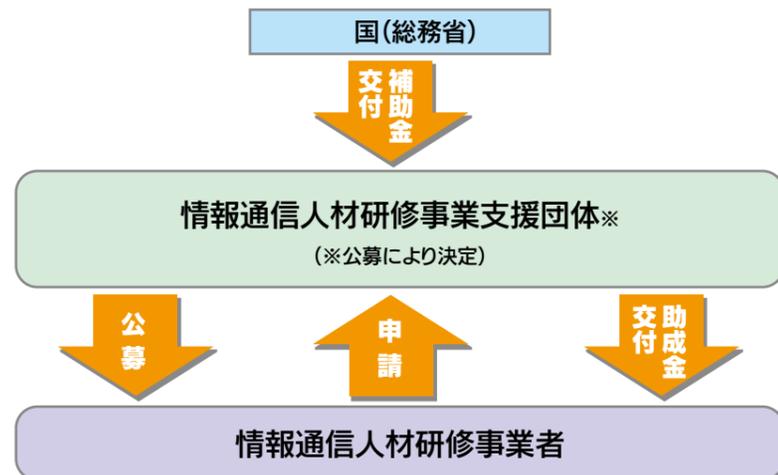
平成21年度 一般会計 110百万円

実施状況

平成14年度	152件
平成15年度	138件
平成16年度	102件
平成17年度	63件
平成18年度	85件
平成19年度	85件
平成20年度	90件※

※ただし採択件数

スキーム図



担当課 情報流通行政局情報通信利用促進課 03-5253-5685
 総合通信局情報通信連携推進課・情報通信振興課(室)
 沖縄総合通信事務所情報通信課

自治体CIO育成研修

世界一便利で効率的な電子行政を実現するため、地方公共団体における情報資産の適切な管理、業務の効率化及び効果的な地域情報化の展開等に対応できる人材(最高情報統括責任者(CIO)等)の育成研修を実施。

施策の目的

電子自治体の構築に総合的に対応できる知識・スキルを有する人材の育成のために、業務・システムの最適化、情報セキュリティの高度化、ITガバナンスの強化及びIT投資の評価等の自治体CIOに求められるスキル向上を目的としています。

※CIO：当該団体におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者のこと。(Chief Information Officer：最高情報統括責任者)

施策の概要

総務省が平成17年度から20年度までに開発した地方公共団体の現状に合わせた実践的な研修教材を活用し、総務省と財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が共催で研修を実施します。

(1) 受講対象・実施状況

CIOあるいはCIOを支える部署の管理職又はそうした役職となることが期待されている地方公共団体職員。

総務省とAPPLICは、4年間であわせて10講座を実施しており、のべ202名(102団体)が研修を修了しています。

(2) 平成20年度に開催した講座

講座名	講座内容
全体最適化	レガシー改革を事例として自治体情報システム改革手法に重点をおいた講座
運用管理	情報システムの運用レベルの維持及びセキュリティ対策に重点をおいた講座
ITガバナンス	情報計画の企画立案・維持管理、ITガバナンス及び人材育成に重点をおいた講座
投資・評価	情報化計画の実現に向けたIT政策・IT投資の評価に重点をおいた講座

(3) スケジュール(案)

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前学習(e-ラーニング) <2か月程度>		集合研修 <3~5日間>		事後学習(e-ラーニング) <4か月程度>		
●基礎知識の獲得 ●受講生のレベル合わせ ●事例紹介 ●情報交換		●講義、演習 ●グループ討議 ●情報交換		●演習成果の講評 ●掲示板での継続議論 ●事例紹介 ●情報交換		

総務省開発教材 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/local_support/index.html)

共同アウトソーシングの推進

複数の地方公共団体の業務を標準化し、その運用(メンテナンス及びセキュリティ対策等)についてアウトソーシングを行い、民間企業のノウハウを有効活用することにより、住民サービスの向上、地方公共団体の業務改革及びIT関連地場産業振興等による地域経済の活性化を実現します。

戦略の概要

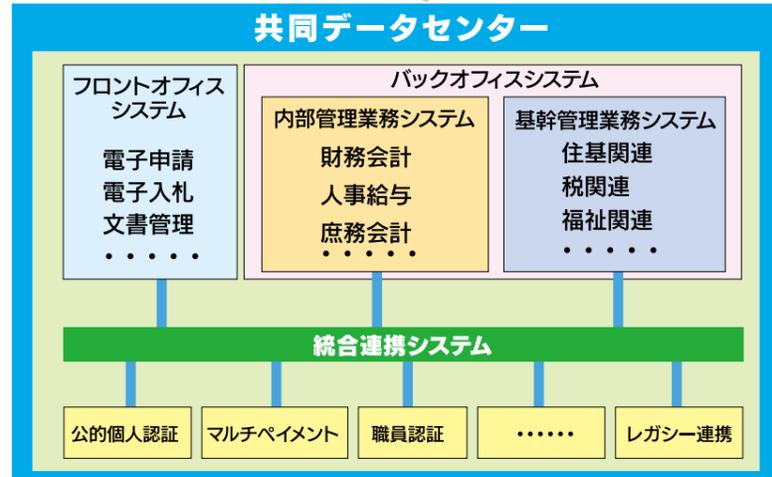
3つの目標

- ① 住民サービスの飛躍的向上
- ② 自治体業務の効率化
- ③ 地域の企業・市民活動の活性化



目指すべき姿

- システムの仕様が公開され、標準的な技術を利用
- 地域の企業が受注可能な単位にモジュール化
- 業務・システムを徹底的に可視化し、全体最適の観点から設計・管理



取り組み

- ① 電子自治体のモデルプログラムの提供
～LASDEC プログラムライブラリより無償でデータダウンロード可能～
- 住民サービス業務(平成15年度)
 - ・基盤的な業務システム
統合連携、電子申請、標準業務手順管理、業務進行支援
 - ・個別業務処理ソフト
電子入札、電子調達、福祉等住民サービス提供

- 内部管理業務(平成16年度)
 - ・財務会計、人事給与、庶務、公有財産管理、公営住宅管理、統合型GIS
- 基幹業務(平成17年度)
 - ・住民情報関連(住民登録等)、税、福祉
- その他の業務(平成18年度)
 - ・職員認証、電子決済、国民健康保険、施設予約等
- ② 共同アウト支援人材サポート事業(平成18年度～平成19年度)
- ③ 共同アウトレガシーシステム移行推進事業(平成19年度～)
- ④ 住民サービス向上及び業務改革推進事業(平成20年度)

担当課 自治行政局地域情報政策室 03-5253-5586

地域情報化推進事業

行政の簡素・効率化、透明化及び国民の利便性の飛躍的向上をもたらす電子自治体の実現並びにITを活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラの整備をはじめ必要な施策に対して地方財政措置を講じる。

普通交付税の交付

1. 電子自治体の推進

電子自治体の実現に向けた体制整備、インフラ整備、セキュリティ対策等の取組を推進

●地方公共団体における体制整備に要する経費(地域IT化の推進経費)

地域ITを推進するための計画策定、オンライン利用促進、人材育成、インターネット接続環境整備、事務の電子化に伴う業務・システムの最適化、IT調達の適正化に資する方策の調査研究に要する経費

●庁内LANの整備に要する経費

庁内LANに接続した1人1台パソコンの配備に要する経費(パソコン、プリンタ、サーバー)

●総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営に要する経費

LGWAN運営に係る都道府県負担金、LGWANサービス提供設備リース料、保守料、回線使用料

●地域公共ネットワークの維持管理に要する経費

都道府県情報ハイウェイ及び地域公共ネットワークの維持管理経費(保守料・修繕費・コンテンツ更新料等)

●申請・届出等手続のオンライン化のためのシステム構築に要する経費

申請・届出等の汎用受付システムのハードリース料、保守料及び改良費

●公的個人認証サービスの運営に要する経費

公的個人認証サービスの認証局運営にかかる都道府県負担金、市町村の受付端末のリース料、保守料、普及啓発経費

●歳入・入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費

歳入・入札手続システムのハードリース料、保守料

●地方税申告の電子化のためのシステム構築に要する経費

地方税申告システムのハードリース料、保守料

●地域情報システム導入経費

保健、医療、福祉、教育、文化等の分野における多様なサービスの提供、サービスの質的向上を図るための住民サービス情報通信システム(ソフトウェア)等の導入に要する経費

●セキュリティ対策経費

セキュリティ対策に必要なファイアウォール、ウイルス対策ソフト等の導入、セキュリティポリシー充実検討のための諸経費、セキュリティ監査の実施に要する経費

●セキュリティ対策訓練経費

セキュリティ研修の開催及び参加に要する経費

●統合型地理情報システム(GIS)の整備に要する経費

統合型GISの導入に必要なサーバー、ビューア一等機器に要する経費

●地域文化デジタル化事業推進費

地域の博物館や美術館等の文化施設に保存されている有形の文化財や、地域の祭礼等の無形の文化財等をデジタル・データ化し、インターネットで情報発信するための経費(静止画、音声等のデジタル化に要する経費)

●地域情報発信対策経費

都道府県が実施する以下の事業に要する経費
LASCOMの地域衛星通信ネットワークを利用して全国に向けて地域情報を発信するために要する経費(衛星施設運営費負担金、地域映像情報番組制作料)

2. IT活用住民生活向上対策

地域住民の情報リテラシーの向上など誰もがITを利用できる社会を実現するための取組を推進

●IT基礎技能講習事業の推進に要する経費

地域住民の情報リテラシーの向上を目的に、地方公共団体が主体となって実施するIT基礎技能講習に要する経費

●地域ITリーダー育成・確保事業の推進に要する経費

地域住民のIT実践をサポートする地域ITリーダーの育成・確保に要する経費

●IT基礎技能住民サポートセンターの運営に要する経費

公民館・図書館等の社会教育施設や、郵便局、学校施設をIT基礎技能住民サポートセンターとして整備し、活用・運営するために必要な経費

特別交付税の交付

- **統合型地理情報システム（GIS）導入における共用空間データの整備に要する経費**
統合型GISの導入に必要な共用空間データ整備費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた補正をかけた額を交付
- **地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成**
地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツの作成に要する経費に0.5を乗じた額を交付
- **地域映像情報発信事業に要する経費**
L ASCOMの地域衛星通信ネットワークを用いた地域映像情報発信事業に要する経費（番組制作費等）に0.5を乗じた額を交付
- **住民票の写し等の自動交付機の導入に要する経費**
住民票の写し等の自動交付機を導入している市町村に対し、導入台数に150万円を乗じて得た額と150万円の合算額を交付
- **ケーブルテレビによる公共情報サービスに要する経費**
ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた補正をかけた額を交付

地域活性化事業債（地域情報通信基盤整備事業）

地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、高速・超高速ネットワークインフラ等の整備を推進

- **公共施設等を接続するネットワークの整備**
対象：地方単独事業
国庫補助事業（地域イントラネット基盤施設整備事業、地域情報通信基盤整備推進交付金、農山漁村活性化プロジェクト交付金）
内容：学校、公民館、図書館、庁舎等を接続するネットワーク構築のためのネットワーク管理設備、構内伝送路、ネットワーク接続設備、伝送施設、送受信設備、情報提供端末等の整備であって、インターネット等に接続することにより高度な公共サービスの提供や地域の活性化に資するもの。

- **移動通信用の鉄塔施設の整備に要する経費**
市町村が行う移動通信用鉄塔施設整備事業（地方単独事業）に対し、道府県が交付した補助金の額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた補正をかけた額を交付
- **テレビ等難視聴解消対策に要する経費**
情報通信格差是正事業に該当しない事業で、テレビ等難視聴解消対策に要する経費に0.3を乗じた額を交付
- **ブロードバンド基盤整備に要する経費**
民間事業者が行うブロードバンド基盤整備に対し、市町村がその整備費用の一部を補助する場合に、その経費に0.5を乗じた額を交付
- **地上デジタルテレビ中継局整備に要する経費**
地上デジタルテレビ整備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額及び市町村負担額に0.5を乗じた額を交付
- **携帯電話等エリア整備事業に要する経費**
携帯電話エリア整備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた補正をかけた額を交付

- **条件不利地域における加入者系光ファイバ網等の整備**
対象：地方単独事業
国庫補助事業（地域情報通信基盤整備推進交付金、農山漁村活性化プロジェクト交付金）
内容：条件不利地域及び（※）民間事業者による整備見込みのない地域において実施する、デジタル加入者回線設備、衛星通信施設並びに公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網及び無線アクセス設備の整備。（※）地方単独事業に限る
- **行政情報の提供等を目的とするケーブルテレビの整備**
対象：地方単独事業
国庫補助事業（地域情報通信基盤整備推進

交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

内容：行政情報や映像情報等を提供するために地方公共団体が整備するケーブルテレビ。

- **辺地共聴施設の新設及び改造事業**
対象：地方単独事業
国庫補助事業
内容：デジタル放送移行による難視聴を解消するための辺地共聴施設の新設事業及び地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業。
- **ソフトウェア団地、SOHO等の立地促進のための情報インフラの整備**
対象：地方単独事業
内容：民間電気通信事業者による高速・超高速インターネットアクセスサービスの提供の計画のない地域において、工業団地、ソフトウェア団地及びSOHO等の立地促進を目的として実施する当該サービスを提供するために必要な光ファイバケーブル及び接続機器等の整備。
- **地域衛星通信ネットワークの整備**
対象：地方単独事業
内容：L ASCOMの地域衛星通信ネットワーク整備のための地球局の整備及び無線設備等の整備。
- **地域文化デジタル化事業の推進に資するシステムの整備**
対象：地方単独事業
内容：地域文化デジタル化事業に基づく「デジタル・ミュージアム・システム」や地域文化

財等のデジタルデータの入力加工、検索、再生及び発信などが可能な情報通信システムの整備。

- **地域情報拠点施設の整備**
対象：地方単独事業
内容：地域の情報化を推進するための拠点となる情報センター等の建設、公共施設等における情報化推進コーナー等の整備であって、地域住民への研修や地域情報発信等に直接必要となる機能を有するもの。
- **共同処理センターの整備**
対象：地方単独事業
内容：共同処理センター（電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するためのシステム及び施設等）の整備。

地域情報通信基盤整備事業（ハード事業）に対する財政措置

○国庫補助事業 国庫補助1/3		補助裏2/3		総財源 10%
国庫補助金	地方債75%	財対債15%	50% 交付税措置	
		30%交付税措置		

○地方単独事業（特に推進すべきもの）				総財源 10%
地方債75%		財対債15%	50% 交付税措置	
		30%交付税措置		

普通交付税：個々の地方公共団体の標準的な財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える場合、その超える額すなわち財政不足額を補てんするために交付

特別交付税：普通交付税で捕捉されない特別の財政需要のある団体に対して交付

地域活性化事業債：地域の活性化に向けた喫緊の政策課題に対する取組を対象とした地方債



「行財政改革のカギ」として、「地域情報プラットフォーム」の導入を検討することをお勧めします。

地域情報プラットフォームの導入の促進

地域情報プラットフォームの狙い

地域情報プラットフォームとは、様々な情報システムが連携して業務を処理することを目指すものであり、情報システム同士の連携を実現させるために各情報システムが従うべき業務面や技術面のルール（標準仕様）のことです。

地域情報プラットフォームの狙いは、それぞれの地方公共団体において、情報システム同士を連携させることにより、地方公共団体の情報システム改革（情報システムの効率化）を実現することです。地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築は、情報システムに係るコストの削減、業務の効率化、住民サービスの向上につながるものであり、地方公共団体において情報システ

ムの役割が大きなものになっている現状を踏まえると、行財政改革のカギを握るものであると考えています。

また、地域情報プラットフォームの次の段階の狙いとして、一つの地方公共団体の内部で情報システムを連携させるだけでなく、地方公共団体、国、民間の様々な情報システムを連携させることにより、多様なサービスを統合し、地域において、より便利で効率的なサービスを実現することも目指しています。このような地域情報プラットフォームの活用の仕方は、国のIT戦略本部において実現を目指している「次世代電子行政サービス」につながるものです。

地域情報プラットフォームの導入効果

地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを導入することにより、次で述べるような効果が期待されます。

① 情報システムに係るコストの削減

地域情報プラットフォームというオープンな標準仕様を採用することにより、複数のベンダーが調達に参入することができるようになり、ベンダー間の競争環境が確保されます（マルチベンダー化の実現）。また、個別のシステムを取り替えた場合でも、取り替え後のシステムとその他のシステムとを連携させたい場合、標準仕様によりルールが定められるため、これまでであればシステムを取り替える際に必要であった他のシステムと連携させるための仕様調整や開発が不要になります（カセット化の実現）。

さらに、標準仕様によりルールが定められているため、ASP・SaaSの活用を含めた共同アウトソーシングの取組など、複数の地方公共団体が共同でシステムを利用することも容易になりま

す。こうしたことにより、特定ベンダーによる囲い込みが解消され、調達コストが削減されます。

② 業務の効率化

システム間連携が実現することにより、あるシステムからデータを紙に出力し、別のシステムに手作業で入力する等、データの重複入力や重複管理などの無駄が省略され、業務が効率化されます。

③ 住民サービスの向上

システム間連携が実現することにより、住民にとっては、関係する複数の手順を一つの窓口で済ませたり、一回の電子申請で済ませることができるようになります。また、地域情報プラットフォームを採用した他の地方公共団体のシステムの他、国や民間も地域情報プラットフォームを参照したシステムを導入すれば、これらのシステムとの連携も可能になり、より便利で効率的なサービスを提供することが可能となり、住民の利便性が向上します。

地域情報プラットフォームの普及

標準仕様としては、平成20年8月に、(財)全国地域情報化推進協会（APPLIC）において、「地域情報プラットフォーム標準仕様書V2.1」が策定され、地方公共団体内部でのシステム間連携が可能になりました。（URL <http://applic.or.jp>）

既に、一部の地方公共団体においては、地域情報

プラットフォームを活用したシステム再構築に取り組んでいます。

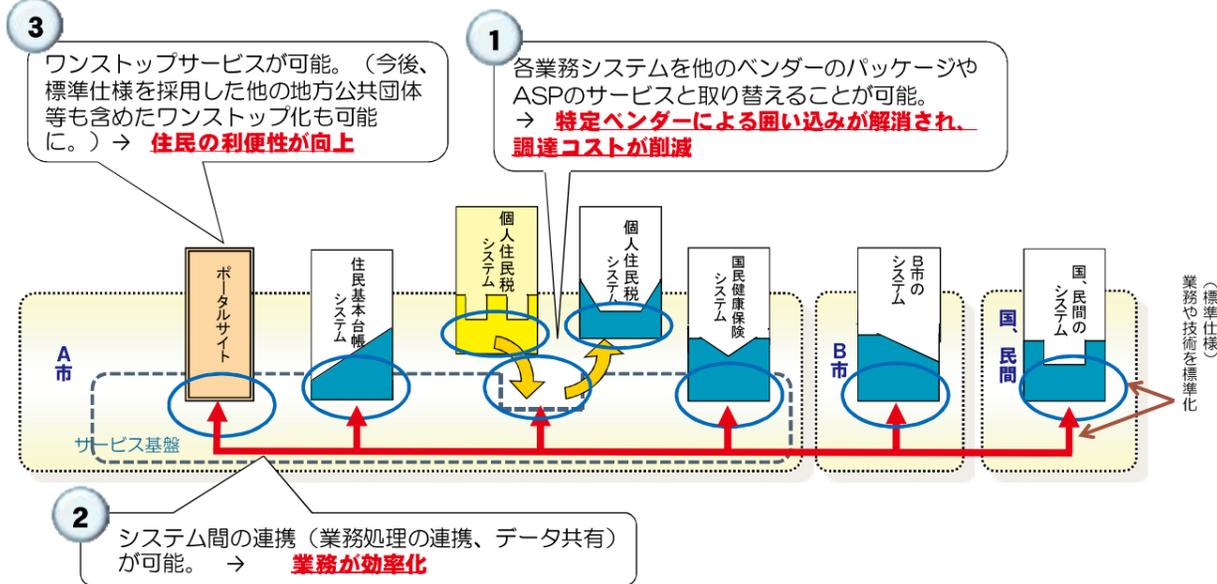
総務省では、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を促進しており、APPLICと連携しながら、情報提供、助言、相談対応等の支援を行っています。



地域情報プラットフォームの導入効果

地方公共団体の情報システム(住民基本台帳、個人住民税、固定資産税等)について、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことにより、①コスト削減、②業務の効率化③住民サービスの向上が可能。

…「行財政改革のカギ」

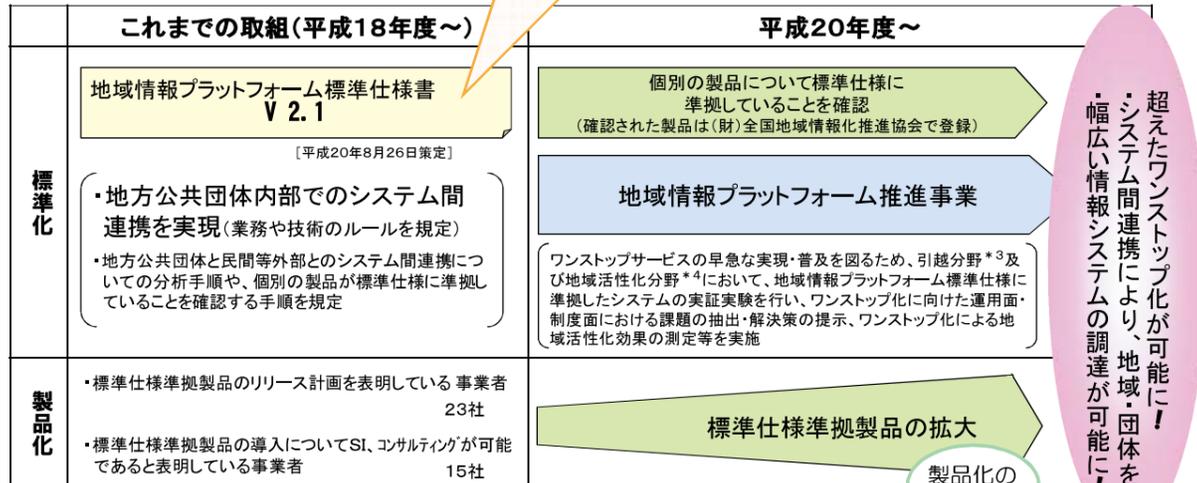


地域情報プラットフォームの普及促進

地方公共団体の業務のうち、26業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(26業務)					
住民基本台帳	固定資産税	取滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理
外国人登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務

平成21年2月13日現在



超えたワンストップ化が可能に！
システム間連携により、地域・団体を
幅広い情報システムの調達が可能に！

地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の促進

- (人口10万人以上の地方公共団体を対象にした調査結果)
- 地域情報プラットフォームに係る予算措置を平成20年度に講じた自治体 21団体
 - 今後3年程度の計画に地域情報プラットフォームへの対応を盛り込む自治体 65団体

地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の事例①

福岡県北九州市(人口99万人)の事例

「区役所窓口でのワンストップサービスの実現」、「行政内部事務の効率化」という2つの業務改革を支援するものとして、情報システムを再編。平成22年度に新体制での業務を開始、新システムの全面稼働を計画。

※システム再編に要する経費は、総額で約50億円の見込み。

経費を上回る
コスト削減効果

区役所窓口でのワンストップサービスの実現

ワンストップ窓口を中心とした区役所を目指し、窓口を「案内窓口」、「総合窓口」、「相談窓口」、「臨時窓口」に集約等。

行政内部事務の効率化

発生源入力可能なシステムを構築し、申請者である職員自ら申請等の入力を行うことを徹底し、書面による申請等、庶務担当者の経由、業務所管課の審査・入力を省略等。

業務改革を支援する情報システムの再編

全体最適化の観点から、既存のホストコンピュータを廃止するとともに、分散化されたシステムの一部について基盤等を統合し、管理運用を一元化。「次期システム基盤(ハードウェア及び共通機能を集約したもの)」に個別の「業務アプリケーション」(住民基本台帳、個人住民税、固定資産税等)を搭載する構成にするるとともに、双方に地域情報プラットフォーム標準仕様を採用し、競争性を確保するとともに、円滑な情報連携・業務連携を図る。

<「北九州市IT推進計画」(平成18年7月)で掲げた効果>

- 職員500人の削減
- 庶務事務担当要員150人の削減
- システム運用要員13人の削減
- システム運用経費約5億円/年の削減
- 人件費約60億円の削減

地域情報プラットフォームの普及促進

東京都江戸川区(人口69万人)の事例

大型汎用機と縦割り個別システムを中心とした現状体制上の課題解決と、更なる「住民サービス向上」、「事務処理の効率化」を目的に、平成18年度から情報処理体制再整備事業を展開。全庁最適を実現するため、SOAの概念を導入し、地域情報プラットフォーム標準仕様を採用した共通基盤及び業務システム(住民基本台帳、個人住民税等)の構築を順次推し進め、平成22年度中には大型汎用機からの完全移行を予定。

ICT全体経費は、平成18~24年度で173億円の見込み。旧方式を継続した場合(同182億円)と比べ、再整備当初は一時的に大きな経費が必要になるが、平成22年度以降は経費削減効果の方が大きくなる見込み。



7年間の累計で
約9億円の削減

大型汎用機から完全移行した
平成22年度以降
約25億円/年→約20億円/年
(△約5億円/年)
20%の削減効果期待

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
新方式							
単年度経費	26.9	29.5	29.3	29.0	21.0	19.6	17.8
累計額(イ)	26.9	56.4	85.7	114.7	135.7	155.3	173.1
旧方式							
単年度経費	21.2	31.1	28.5	27.9	27.9	23.3	22.5
累計額(ロ)	21.2	52.3	80.8	108.7	136.6	159.9	182.4
累計額の差額(イ)-(ロ)	5.7	4.1	4.9	6.0	△0.9	△4.6	△9.3

△:旧方式(大型汎用機+現行システムを継続した方式)で運用した場合の経費予測

【参考:江戸川区情報処理体制再整備計画】

地域 ICT 利活用モデル構築事業

施策の目的

地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安心・安全の確保等、地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICT の利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のコビキタスネット化とその成果を踏まえた ICT 利活用の普及促進を図る。

施策の概要

(1) 「地域 ICT 利活用モデル」の構築

①実施主体及び選定方法

地方公共団体からの提案を外部有識者からなる地域情報化評価会において評価し委託先を決定。

②委託業務の内容

地域が抱える諸課題の解決に資する情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用及びそれに必要な体制づくり等を実施し成果物として①成果報告書、②システム設計書、

③成果検証データ等を提出

(2) 「地域 ICT 利活用モデルの普及」

(1) で構築した「地域 ICT 利活用モデル」についてデータベースの構築やセミナー・シンポジウムの実施等により全国に展開し、ICT の利活用の促進と、地域課題の解決を図る。

実施状況

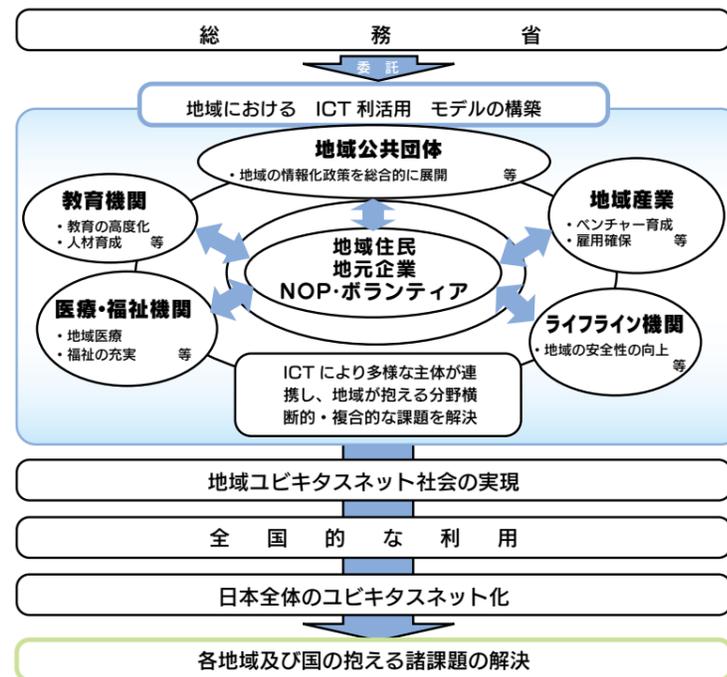
平成19年度	29件
平成20年度	50件 (平成19年度からの継続を含む)

平成20年度からは遠隔医療の普及促進等の地方再生に資するテーマについても重点的に実施している

予算額

平成21年度 一般会計 1,390百万円

イメージ図



担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5756
 総合通信局情報通信振興課(室)
 沖縄総合通信事務所情報通信課

地域情報プラットフォーム推進事業

施策の目的

官民の情報システムが相互に接続・連携できるよう、あらかじめ各々のシステムが準拠すべき業務や技術の標準(ルール)である「地域情報プラットフォーム標準仕様」を活用したシステムの実証実験を委託事業として実施し、ICT利活用による引越・退職、医療・健康及び防災等の公共情報サービス、バックオフィス連携によるサービスや次世代電子行政サービス基盤の早期実現・普及のための課題や解決策の提示を行うこととしています。

施策の概要

ワンストップサービスの早急な実用化と普及を図るため、「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したシステムにより、ワンストップサービスの実証実験を行い、ワンストップ化に向けた運用面・制度面における課題の抽出と解決策の提示、ワンストップ化による効果の測定等を民間法人に委託します。

委託先(民間法人)は成果物として、①ワンストップ化に向けた運用面・制度面における課題の抽出と解決策の提示、ワンストップ化による効果の測定等、②業務システムのインターフェース等に係る実用仕様書の策定等を行い、総務省に提出し、総務省はこれを広く他の団体に周知・提供します。

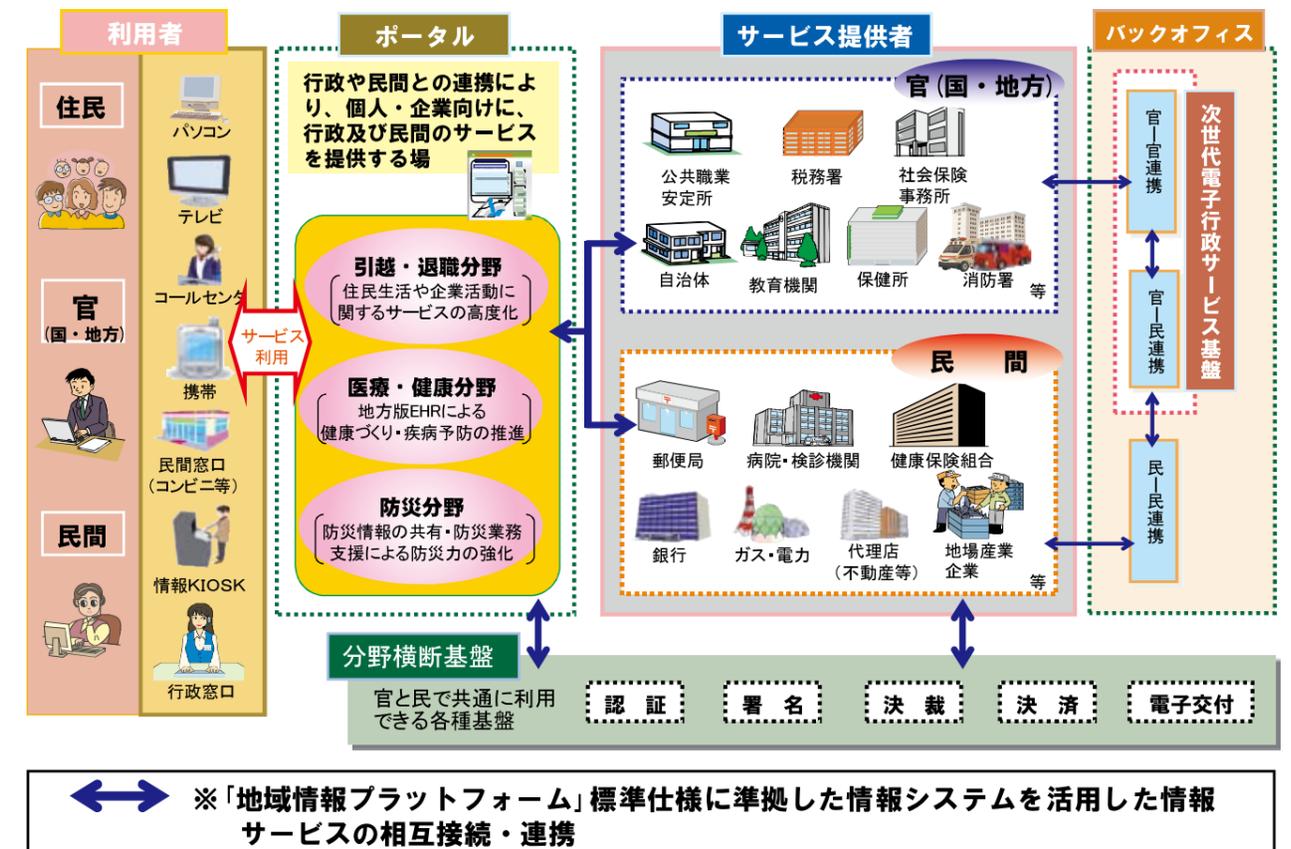
委託主体

民間法人

予算額

平成21年度 一般会計 590百万円

イメージ図



担当課 情報流通行政局地方情報化推進室 03-5253-5819

地域情報化アドバイザー制度

制度の目的

ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、知見・ノウハウ面の支援を強化することにより、一次産業・地場産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。

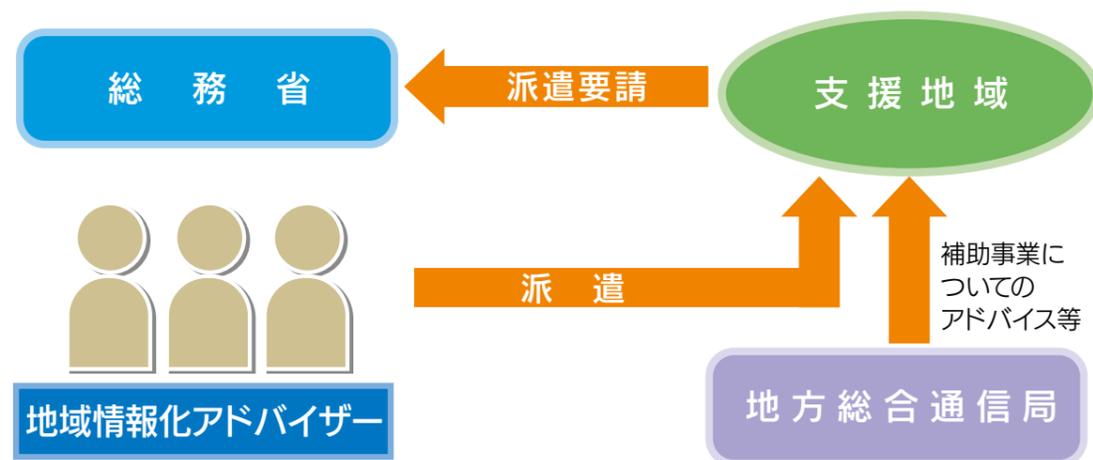
制度の概要

「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「地域インターネット基盤施設整備事業」（基盤整備）、「地域ICT利活用モデル構築事業」、「地域情報プラットフォーム推進事業」（利活用促進）等の実施と合わせて、地域の要請に基づき、総務省から「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣し、支援地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサ

ポートする。

具体的には、大学での研究活動や地域における企業活動、NPO活動等を通じて地域情報化に知見・ノウハウを持つ民間有識者等をアドバイザーとして登録し、地域からの要望を受け、情報化プロジェクトの内容に応じてアドバイザーを派遣する。アドバイザーは派遣先プロジェクトの計画策定・実行等の各フェーズにおいてアドバイス等の支援を行う。

イメージ図



担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5756

戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE)

～情報通信分野における戦略的な競争的研究資金～

Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme (SCOPE)

戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的研究資金制度※です。総務省が定めた戦略的な重点研究開発領域における目標を実現し、ICT分野におけるイノベーションを生み出すために、国際競争力の強化、国民の安心・安全の確保、地域の活性化などに貢献して豊かなコビキタスネット社会を築く独創性・新規性に富む研究開発を支援する制度です。

※競争的研究資金とは、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募り、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づき採択された課題を実施するための研究資金を配分する制度です。

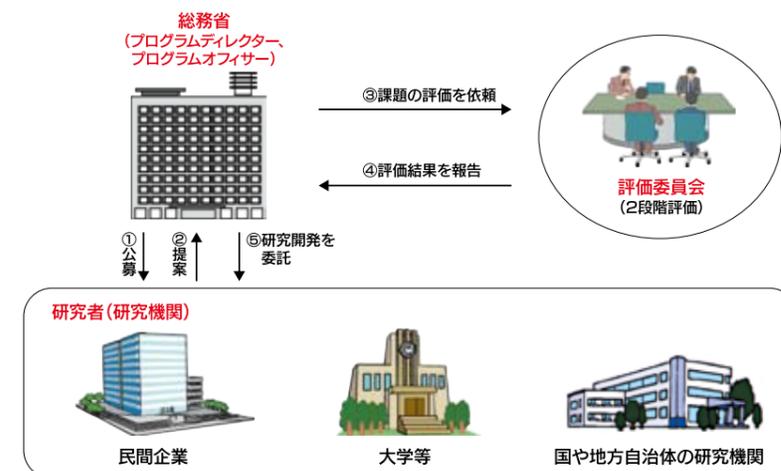
制度の概要

- 以下の5つのプログラムにおいて研究開発課題を公募
 - ICT イノベーション創成型研究開発
コビキタスネット社会を実現するために総務省が設定したICTに関する戦略的な重点研究開発領域において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む基礎的・萌芽的な研究開発課題の提案に対して研究資金を支援
 - ICT イノベーション促進型研究開発
コビキタスネット社会を実現するために総務省が設定したICTに関する戦略的な重点研究開発領域において、イノベーションの結実を促進する開発・実証フェーズにある研究開発課題の提案に対して研究資金を支援
 - 若手 ICT 研究者育成型研究開発
ICT 分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成するために、若手研究者（個人またはグループ）が提案する研究開発課題に対して研究資金を支援
 - 地域 ICT 振興型研究開発

ICT の利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等が提案する研究開発課題に対して研究資金を支援

(5) 国際競争力強化型研究開発
我が国の優れた ICT の国際競争力を戦略的に向上させていくために、国際標準となる可能性の高い技術など将来的に国際市場の開拓が見込める技術の研究開発について研究資金を支援

- 2段階評価による厳正な評価を実施
- 研究費とは別に間接経費（直接経費の30%以内）を配分
- プログラムディレクター (PD)・プログラムオフィサー (PO) による管理・評価体制の充実
PO：プログラムや課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経験のある責任者
PD：制度と運用について統括する研究経験のある高い地位の責任者

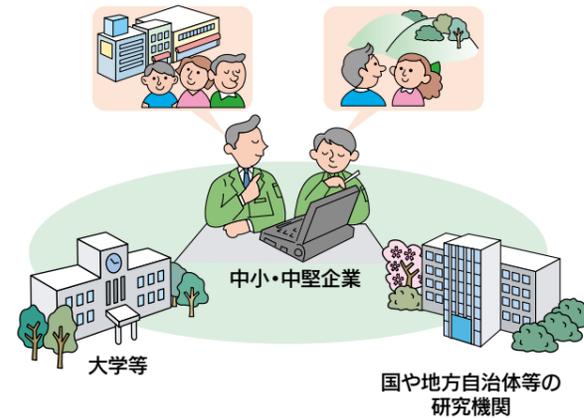


沖縄国際情報特区構想の推進

地域 ICT 振興型研究開発

本プログラムは、ICT の利活用により地域固有の社会的・経済的課題を解決し、地場産業の振興や創出、地域住民の生活向上など地域社会・経済活動の活性化するために、地域の大学や中小・中堅企業、地方自治体の研究機関等に所属する研究者が提案する研究開発課題に対して研究資金を支援するものです。プログラムの概要は、次のとおりです。

- 1 対象：
地域の情報通信技術の振興・向上を担う地方大学や地域の中小・中堅企業、地方自治体の研究機関等
- 2 研究費：
単年度1件あたり最大1,000万円（間接経費別途配分）
- 3 研究期間：
最長2年間
- 4 評価のポイント：
主として地域性向上の可能性の観点（以下のいずれかの観点で評価できる研究開発であること。）
a) 当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、情報通信技術の面から解決できる課題であるか
b) 研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか
c) 地域の研究機関のポテンシャル（人材育成等）の向上に寄与できる課題であるか



総務省では、沖縄のアジア・太平洋地域における情報通信ハブ実現の加速化や国内外の情報通信関連企業誘致の促進をめざし①情報通信産業の集積・振興 ②人材の育成・確保と研究開発の促進 ③情報通信基盤の整備の3つの基本的な方向性に沿って施策を実施しています。

沖縄情報通信産業振興税制

沖縄振興特別措置法では、「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、それぞれの区域に立地する情報通信関連企業は税制優遇措置を受けることができます。

●税制優遇措置の内容

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	所得控除制度(※)	情報通信産業特別地区において新たに設立された常時雇用者数10名以上の企業について、新設後10年間、所得の35%につき、法人税の課税所得から控除されます。
	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます〔機械・装置、器具・備品15%、建物8%（ただし法人税額の20%以内）、繰越4年、投資上限額〕
地方税	事業所税の非課税等	情報通信産業の事業のための施設を新設した場合の事業所税について、資産割の課税標準が1/2控除されます。
	特別土地保有税の非課税	情報通信産業の事業のために土地を取得して、設備を新增設した場合、特別土地保有税が非課税になります。
	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます（県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます。）

いずれかを選択

※所得控除制度は情報通信産業特別地区にのみ適用され、同地区では所得控除制度又は投資税額控除のいずれかを選択できます。

予算額等

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
応募件数	375件	405件	341件	273件	300件	294件
※地域ICT振興型研究開発	(39件)	(65件)	(43件)	(71件)	(92件)	(109件)
採択件数	47件	46件	43件	50件	54件	年度当初に決まる予定です。
※地域ICT振興型研究開発	(5件)	(9件)	(10件)	(20件)	(30件)	
予算額 (継続課題等を含む。)	30.8億円	31.8億円	32.1億円	29.5億円	25.7億円	年度当初に決まる予定です。

※16年度～18年度は、「地域情報通信技術振興型研究開発」として実施しました。

その他

本制度のホームページ（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/scope）を開設しております。他のプログラムの概要や公募の方法、過去に採択になった研究開発課題等の情報を掲載しておりますので、ご覧下さい。なお、前回公募は平成20年10月に行いました。次回の公募は、本年秋頃を予定しています。

担当課 情報通信国際戦略局技術政策課 03-5253-5725
総合通信局情報通信部 情報通信連携推進課・電気通信事業課・情報通信振興室
沖縄総合通信事務所情報通信課

情報通信産業振興地域

●指定地域（24市町村）

那覇市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、宜野座村、うるま市、南城市、金武町、恩納村

●対象業種

情報通信関連6業種（①ソフトウェア業、②情報処理・提供サービス業、③放送業、④映画・ビデオ等制作業、⑤情報記録物製造業、⑥電気通信業）、情報通信産業以外の業種のコールセンター業務

情報通信産業特別地区

●指定地区（2地区）

名護・宜野座地区（名護市、宜野座村）、那覇・浦添地区（那覇市、浦添市）

●対象企業

特定情報通信事業（データセンター、インターネット・エクスチェンジ、インターネット・サービス・プロバイダ）で、地区内に新たに設立された法人であり、10名以上の従業員を常に雇用している等の一定条件を満たす企業

VI 他省庁の関係施策

まちづくり交付金

共同利用型施設、インキュベーション施設

情報通信関連企業の誘致、育成をめざし、様々なマルチメディア機器・設備を備えた共同利用型施設や情報通信関連企業入居のニーズに合う設備を備えたインキュベーション施設を整備しています。

- 名護市マルチメディア館
CG制作支援、ネットワーク等の共同利用型設備を備えるとともに、情報通信分野での起業を支援する機能を併せ持つ施設
- 名護市みらい1号館、みらい2号館、みらい3号館
IT関連企業の誘致を支援するための共同利用型の施設。特に、データセンターや金融関連企業等の高度な需要に即した施設も整備
- 宜野座村サーバーファーム、第2サーバーファーム
高度なコールセンターやデータセンターの誘致促進に資する大規模なインキュベーション施設
- 嘉手納マルチメディアセンター
共同利用型のコンテンツ制作・編集、スタジオなどを有し、情報通信分野での起業を支援する機能を併せ持つ施設

施策の目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

施策の概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。

- ①都市再生整備計画の作成
市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標(注1)と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。
- ②交付金の交付
国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針等に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。
- ③事後評価
国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価(注2)を求めることとし、その結果等について確認し公表。

(注1) まちづくりの目標の設定
まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。
例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する
指標：来街者数、居住者数(可能な限り数値化・指標化を図る)等

(注2) 数値化された指標の達成状況を評価

交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

交付期間

概ね3～5年

交付率

事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

予算額

平成21年度 233,175百万円

採択地区数

平成16年度 355地区
平成17年度 385地区
平成18年度 362地区
平成19年度 254地区
平成20年度 163地区

担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5758
沖縄総合通信事務所情報通信課

担当課 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課
都市総合事業推進室 03-5253-8407

VI 他省庁の関係施策

地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進。

平成21年度については、新規提案募集に加え、平成20年度から継続する取組に対する支援を実施

事業概要

- 国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等幅広い取組（地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など）に関する提案を公募。
- 民間有識者・公共団体代表等からなる第三者の目を入れて、支援対象プロジェクトを選定。
- 選定されたプロジェクトの立ち上がり段階における取組（地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動）に対し、国からの委託による調査を1～2年間実施。地域づくりの専門家派遣や社会実験などを中心に、その他シンポジウム、説明会等ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援。

- 立ち上がり支援開始時にプロジェクトを公平中立に選定するとともに、立ち上がり支援終了時に施策の実施効果を検証するため、プロジェクトの選定・評価を第三者の目を入れ実施。

予算規模

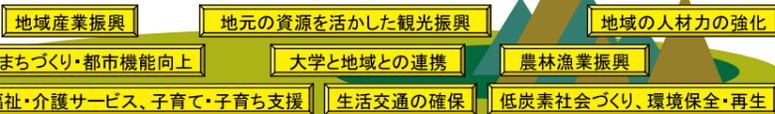
平成20年度：25億円
平成21年度：37.5億円

実施期間

平成20年度から3ヶ年度を予定

地方の元気再生事業

立ち上がり段階における地域からの幅広い取組提案



立ち上がり段階に対する包括的支援（地域活性化戦略チームの検討・助言を経てプロジェクトを選定・評価）
初年度の取組の評価により継続支援が適当と認められる取組に対しては2年度目も支援を実施
（20年度に選定された取組は評価に基づき21年度の継続支援を実施）

※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

プロジェクトの展開例



連絡先一覧

総務省

〒100-8926 千代田区霞が関2丁目1の2
中央合同庁舎第2号館
http://www.soumu.go.jp/
電話 03-5253-5111

（連絡先は各施策をご覧ください）

北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎
http://www.hokkaido-bt.go.jp/
電話 011-709-2311
情報通信部情報通信振興課 (内) 4716
放送課 (内) 4664
有線放送課 (内) 4674
無線通信部陸上課 (内) 4643

東北総合通信局

〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23
仙台第2合同庁舎
http://www.ttb.go.jp/
電話
情報通信部情報通信連携推進課 022-221-9578
情報通信振興課 022-221-0711
放送部放送課 022-221-4710
有線放送課 022-221-0705
無線通信部陸上課 022-221-0747

関東総合通信局

〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1
情報通信部情報通信連携推進課 03-6238-1682
情報通信振興課 03-6238-1693
放送部放送課 03-6238-1705
有線放送課 03-6238-1723
無線通信部陸上課 03-6238-1762

信越総合通信局

〒380-8795 長野市旭町1108長野第1合同庁舎
http://www.shinetsu-bt.go.jp/
電話
情報通信部情報通信振興室 026-234-9974
放送課 026-234-9939/9993
無線通信部陸上課 026-234-9984

北陸総合通信局

〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60
金沢広坂合同庁舎
http://www.hokuriku-bt.go.jp/
電話
情報通信部情報通信振興室 076-233-4431
放送課 076-233-4492/4493
無線通信部陸上課 076-233-4484

東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市中区白壁1丁目15-1
名古屋合同庁舎第3号館
http://www.tokai-bt.soumu.go.jp/
電話
情報通信部情報通信連携推進課 052-971-9315
情報通信振興課 052-971-9405
放送部放送課 052-971-9148
有線放送課 052-971-9407
無線通信部陸上課 052-971-9213

近畿総合通信局

〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44
大阪合同庁舎第1号館
http://www.ktab.go.jp/
電話
情報通信部情報通信連携推進課 06-6942-8546
情報通信振興課 06-6942-8521
放送部放送課 06-6942-8568
有線放送課 06-6942-8571
無線通信部陸上課 06-6942-8553

中国総合通信局

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
http://www.cbt.go.jp/
電話
情報通信部情報通信振興課 082-222-3324
放送部放送課 082-222-3385
有線放送課 082-222-3388
無線通信部陸上課 082-222-3363

四国総合通信局

〒790-8795 松山市宮田町8-5
http://www.shikoku-bt.go.jp/
電話
情報通信部情報通信振興課 089-936-5061
放送課 089-936-5038/5039
無線通信部陸上課 089-936-5066

九州総合通信局

〒860-8795 熊本市二の丸1-4
http://www.kbt.go.jp/
電話
情報通信部情報通信振興課 096-326-7826
放送部放送課 096-326-7307
有線放送課 096-326-7878
無線通信部陸上課 096-326-7853

沖縄総合通信事務所

〒900-8795 那覇市東町26-29 4階
http://www.okinawa-bt.soumu.go.jp/
電話
情報通信課 098-865-2304
無線通信課 098-865-2306

問い合わせ先 内閣官房地域活性化統合事務局
03-5510-2151

地域情報通信振興関連施策集

地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

総務省